

宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領
宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1（略）</p> <p>（資金の取扱い）</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）事業承継資金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ）事業承継特別枠</p> <p>次のa又はbに該当し、かつcに該当する中小企業者等 ただし、本制度を既に利用している中小企業者等は、上記に該当することに加え、本制度の1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年目以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>a 協会の保証申込み受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>b 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継から3年を経過していないもの</p> <p>c 次の（a）から（d）までに定める全ての要件を満たすこと。なお、（a）から（c）までについては、協会への申込日の直前の決算によるものとし、（d）については、協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>（a）資産超過であること</p> <p>（b）EBITDA有利子負債倍率（注2）が1.5倍以内であること</p> <p>（c）法人・個人の分離がなされていること</p> <p>（d）返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注1）申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	<p>第1（略）</p> <p>（資金の取扱い）</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）事業承継資金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ）事業承継特別枠</p> <p>次のa又はbに該当し、かつcに該当する中小企業者等 ただし、本制度を既に利用している中小企業者等は、上記に該当することに加え、本制度の1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年目以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>a 協会の保証申込み受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>b 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継から3年を経過していないもの</p> <p>c 次の（a）から（d）までに定める全ての要件を満たすこと。なお、（a）から（c）までについては、協会への申込日の直前の決算によるものとし、（d）については、協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>（a）資産超過であること</p> <p>（b）EBITDA有利子負債倍率（注2）が1.0倍以内であること</p> <p>（c）法人・個人の分離がなされていること</p> <p>（d）返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注1）申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>

<p>(ハ) 経営承継借換枠</p> <p>次のaからcのいずれにも該当する会社である中小企業者（注1）</p> <p>a 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること</p> <p>(a) 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（法第3条第1項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること</p> <p>(b) 認定申請日の直前の決算において次の要件（注2）を満たすこと</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA有利子負債倍率が1.0倍以内であること</p> <p>(c) 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること</p> <p>b 協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること</p> <p>c 協会への申込日（注3）において、返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。</p> <p>(注2) 認定取得後、協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>(注3) 申込日が法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	<p>(注2) (略)</p>
<p>(ハ) 経営承継借換枠</p> <p>次のaからcのいずれにも該当する会社である中小企業者（注1）</p> <p>a 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること</p> <p>(a) 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（法第3条第1項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること</p> <p>(b) 認定申請日の直前の決算において次の要件（注2）を満たすこと</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内であること</p> <p>(c) 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること</p> <p>b 協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること</p> <p>c 協会への申込日（注3）において、返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。</p> <p>(注2) 認定取得後、協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>(注3) 申込日が法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	<p>(注2) (略)</p>
<p>(5) から (7) まで (略)</p>	<p>(5) から (7) まで (略)</p>

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月20日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。